

ミライスピーカー利用規約

第1条(本規約の適用)

東京ベイネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、このミライスピーカー利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、次条に定めるミライスピーカーの貸与サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条(本サービスの内容)

本サービスは、当社がテレビ用スピーカー「ミライスピーカー」(以下「物件」といいます。)を加入者に貸与するサービスです。契約終了時には、加入者は当社が貸与した物件を返却するものとします。

第3条(本サービスの変更)

当社は、自らの判断により加入者に予め通知することなく、本サービスの全てまたは一部の変更または追加ができるものとします。

第4条(本規約の変更)

当社は、本規約を任意に変更することができるものとし、加入者は変更後の規約に従うものとします。なお、変更の場合、加入者は変更後の規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、変更後の規約の効力発生日の1か月前までに、規約を変更する旨及び変更後の規約の内容とその効力発生日を当社のウェブサイトにて掲示します。

第5条(契約の申し込み)

本サービスの利用を希望するもの(以下「申込者」といいます。)は、本規約及び諸事項に定める条件に同意の上、当社所定の手続に従って利用申込を行うものとします。

2. 当社は、申込者が次のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込者による申し込みを承諾しないことがあります。

- (1)申込者が実在しないとき、またはその恐れがあるとき
- (2)申込時に虚偽の事項を申告したとき
- (3)申し込みに係る内容が、本サービス範囲外のとき
- (4)申込者が、過去または現在において反社会的勢力と関係があると判明したとき
- (5)当社の業務運営上、その申し込みを承諾することが著しく困難なとき
- (6)その他、申込者が本サービスを利用することについて不適当と当社が判断したとき

第6条(契約の単位)

当社は、世帯ごとに1件の契約を締結します。

第7条(契約の成立)

本サービスの利用契約(以下「本サービス契約」といいます。)は、加入者が第5条(契約の申し込み)第1項に規定する利用申込を行い、当社がこれを承諾したときに成立します。

第8条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、月額利用料金が発生した日から6か月間とします。

2. 加入者は、前項の最低利用期間内に本サービス契約の解除(本規約に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とします。)を行った場合は、当社が定める期日までに、別表料金表の定めにより中途解約違約金を支払うものとします。

第9条(当社が行う契約の解除等)

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告を要せず、直ちに本サービス契約を解除することができるものとし、当社からの解除があった場合、加入者はすみやかに物件を当社まで返却するとともに未払の本サービス利用料金(中途解約違約金を含みます。)を直ちに支払うこととします。

- (1) 本規約及び諸事項に定める条件を満たさなくなった場合
- (2) 本規約及び諸事項に違反する行為があった場合
- (3) 本サービスを含む当社が提供するサービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
- (4) 本サービスの申込内容に虚偽があった場合

第10条(加入者が行う契約の解除)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。ただし、料金はその希望する日の属する月の末日まで支払うものとします。

2 前項による解約の場合、加入者は、第12条(料金の支払等)の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

3 加入者は、第1項に従い加入契約を解約した場合、解約の日の属する月の末日までに物件を当社に返却するものとします。

第11条(料金の支払等)

本サービスの月額利用料金は別表で定めるところによります。

2. 利用契約が途中解約されない限り、本サービスの利用が継続されているものとみなし、利用の有無にかかわらず本サービスの月額利用料金が発生します。

3. 加入者が支払う本サービスの月額利用料金は、物件を設置した日の属する月の翌月1日から発生し、以降、月単位で発生するものとします。
4. 加入者は、本サービスの利用料金につき、口座振替またはクレジットカード決済により支払うこととします。

第12条(物件の設置および引き渡し)

当社は、物件を配送での引き渡しまたは、当社の責任で当社が指定する者によって加入者の指定する場所に設置するものとします。

2. 加入者は、前項に定める物件の設置にあたり、別表料金表に定める機器設置費を支払うものとします。

第13条(延滞処理)

加入者は、料金の支払について指定の支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日より支払日まで、年利 14.6%の割合による延滞金を当社に支払うものとします。

第14条(免責事項)

加入者が本サービスの利用に関連して第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担において、第三者に生じた損害または損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようとするものとします。但し、当社に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

2. 加入者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社及び提携事業者に損害を与えた場合、当社および提携事業者は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第15条(名義変更)

加入者は、当社の事前の承諾を得ない限り、本サービス契約に係る名義変更(本サービス契約に基づく加入者の契約上の地位を第三者に譲渡することをいい、以下同様とします)を行うことができません。

2. 加入者が前項の規定に基づき名義変更を行う場合は、名義変更前の加入者が本サービス契約上有していた一切の権利及び義務(名義変更前に発生した料金の支払義務を含みます)を継承するものとします。

第16条(禁止事項)

加入者は、本サービスを利用するにあたって、物件を本来の用法に従って善良な管理者の注意をもって使用するものとし、物件の改造等は行わないものとします。

2. 加入者は、物件を当社に届け出た住所以外で使用したり、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡若しくは貸与し、第三者をして本サービスを利用させることはできません。
3. 加入者は、前項に定めるもののほか、犯罪行為、法令に違反する行為、公序良俗に反する行為及び当社の業務に支障をきたす一切の行為を行わないものとします。

第17条(故障・毀損)

- 加入者は、物件に故障、毀損などが生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2. 物件の欠陥や劣化等による故障の場合は、無償にて交換を行います。
 3. 加入者は、加入者の責に帰すべき事由により物件の故障、毀損などが生じた場合は、別表料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとし、当社は物件の交換を行います。

第18条(物件の滅失、破損、盗難等)

加入者は、物件の引渡しから物件の返却までに生じた物件の盗難、破損、滅失については、直ちにその旨を当社に通知するものとし、当社は代替の物件を加入者に貸与します。この場合、加入者は当社に対して別表料金表に定める機器損害金を支払うものとします。

第19条(物件の返却等)

加入者は、本サービス契約の解除または解約となった場合、物件を原状回復したうえで、当社が案内する方法で返却するものとします。原状回復が必要な場合とは、通常損耗の範囲を超えると当社が判断した故障や傷等もしくはケーブルなどの付属品が欠品していることを指します。原状回復できない場合、加入者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 前項に基づく物件の返却について、当社は、加入者が物件の返却の際、同梱した私物品等を当社の方針に則り、処分できるものとします。
3. 当社で定める返却期限を経過後もなお物件の返却がなされない場合、当社は、加入者に対して別表料金表に定める機器損害金を請求できるものとします。

第20条 (本サービスの利用一時休止)

本サービスの利用一時休止はできないものとします。

第21条(本サービスの廃止)

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができるものとします。この場合、本サービスを廃止する月をもって加入契約は終了するものとし、この月を本サービスの契約終了月と定めるものとします。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し事前に十分な期間を設けて当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第22条(個人情報の取扱い)

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

第23条(定めなき事項)

本規約に定めなき事項が発生した場合には、双方誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第24条(準拠法)

本規約およびこれに関する一切の法律関係については、日本国法を準拠法とし、本規約は日本国法に従って解釈されるものとします。

第25条(合意管轄)

本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

(1) 本規約は、2024年11月1日より施行します。

別表料金表

1. 利用料

品目	月額利用料 (税込価格)	備考
ミライスピーカー	637 円 (700 円)	

2. 工事費および諸手数料

区分	内容	金額 (税込価格)
事務手数料	契約事務にかかる費用	5,000 円 (5,500 円)
機器設置費	1 台あたりの機器設置	5,000 円 (5,500 円)
機器交換費	コース変更などに伴う機器の交換	6,000 円 (6,600 円)
機器撤去費	1 台あたりの機器撤去	6,000 円 (6,600 円)
出張費	当社の責任に起因しない出張料金	6,000 円 (6,600 円)
その他工事費	それ以外の作業費	実費
中途解約違約金	最低利用期間内に解約する場合の 違約金	月額利用料金 × 最低利用期間 残月数(最大 6 か月)※不課税

3. 機器損害金

区分	内容	金額(非課税)
ミライスピーカー	SF-MIRAI\$7	20,000 円